

国民健康保険運営協議会資料	資料
令和5年7月25日(火)	6

令和6年度
深谷市国民健康保険税の改正及び
課税限度額の改正について
(案)



深谷市保険年金課

1 深谷市国民健康保険税の改正について

令和2年12月に県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」を踏まえ、令和9年度に予定されている県内保険税水準の統一に向け、急激な負担増に配慮しながら、計画的に国民健康保険税の保険税率等を見直していきます。

令和6年度の保険税率等の改正（案）については、次のとおりです。

【国民健康保険税率等の改正（案）】

区分		標準	令和5年度①	令和6年度②	差(②-①)
医療	所得割	6.78%	6.4%	6.5%	0.1%
	資産割	廃止	27.0%	18.0%	▲9.0%
	均等割	40,966円	19,000円	26,000円	7,000円
	平等割	廃止	13,000円	9,000円	▲4,000円
支援	所得割	2.75%	2.6%	2.6%	-
	均等割	16,115円	10,300円	12,200円	1,900円
介護	所得割	2.4%	1.6%	1.8%	0.2%
	均等割	17,395円	11,500円	13,400円	1,900円
合計	所得割	11.93%	10.6%	10.9%	0.3%
	資産割	廃止	27.0%	18.0%	▲9.0%
	均等割	74,476円	40,800円	51,600円	10,800円
	平等割	廃止	13,000円	9,000円	▲4,000円

参考【応能応益割合】

区分	標準	令和5年度①	令和6年度②	差(②-①)
応能割	53.0%	65.4%	62.0%	▲3.4%
応益割	47.0%	34.6%	38.0%	+3.4%

参考【保険税率等の改正に伴う影響】

区分	影響
調定額	約1億800万円の増
増額となる世帯	約1万5,900世帯
	約80%の世帯

2 深谷市国民健康保険税の課税限度額の改正について

令和5年度税制改正により、国民健康保険税の課税限度額が改正されました。今回、税制改正から1年遅れとなりますが、「埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)」や税制改正の趣旨に則り「課税限度額の改正」を行うものです。

令和6年度の課税限度額は、令和5年度税制改正で改正された法定限度額とします。

【国民健康保険課税限度額の改正】

区分	令和5年度 ①	令和6年度 ②	差 (②-①)
医療給付費分	65万円	65万円	-
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	-
合計	102万円	104万円	2万円

参考【課税限度額の改正に伴う影響】

区分	影響
調定額	約732万円の増
適用世帯	支援：350世帯(▲87世帯)